

警戒区域多い横浜・横須賀市

全国各地で土砂災害が相次いだ昨夏。県内でも被害を受けた自治体が、危険な崖地を正確に把握し、防災対策を進めようとする動きを活性化させてきた。横浜市は2月初旬、崖地の現地調査を民間業者に委託しスピードアップを図り、約3年間で実施をつかむ。横須賀市も今月から、崖地の危険度を把握し、改善につなげようとして現地調査を行う。しかし、私有地への立ち入りを断られて調査中止を余儀なくされたり、所有者に防災工事への合意を取り付ける難しさもある。民有崖地対策の壁の高さに担当者らは頭を悩ませる。

(山崎 哲)

両市が調査対象にするのは土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」内の崖地。同区域は崖崩れなどの際に住民らの命に危険が及ぶ恐れがある場所。県内では約7300カ所が指定されている。

横浜市の指定区域数は2431カ所と県内最多。横須賀市は次に多い1121カ所。両市合わせると県内のほぼ半数に上る。

区域内の崖地はいずれも高さ5メートル以上、傾斜角30度以上で、その数は横浜市が約9800カ所、横須賀市が4790カ所となっている。

両市は現地調査により、こうした崖地の正確な高さや傾斜角、湧き水の有無といった20項目程度を調べる中で危険度を把握し、危険性の高い崖地については土地所有者らに対策案を示すなど改善につなげたい考えだ。具体的には市が設ける助成制度や、崖地の高さ・周辺の民家の戸数、自然崖であるといった一定の条件を満たせば県などが工事費を全額負担する制度を案内したいとする。

■ベースアップ

もともと横浜市では昨年6月から、職員4人体制で調査を行

っていた。年500カ所程度を想定し、4カ月間で160カ所を調べた。

だが、10月の台風18号の影響で調査は一時中断。台風による土砂崩れで市内で2人が犠牲となった事象や、調査について「終了まで25年かかる」とベースの遅さを指摘する議会からの声を受けて、2015年度から年間3千カ所程度を調査する方針に改めた。

地質調査を専門とする業者団体「全国地質調査協会連合会」に委託。今年2月に再開し、3年ほどで終了を予定した。

さらに幹線道路沿いなどの危険な崖地約300カ所について

は、必要に応じて災害が起こる前に、優先的に防災工事を進める方針だ。点検も5年に1度行う。

体制を整え、効率的な調査に乗り出した横浜市だが、立ち入りを断られることなどで調査をやむなく中止する事象が顕在化してきた。

「中止はこれまでで30件程度。3月初旬、同市港南区港南台の港南中央公園で行われた現地調査に記者が同行した際、調査員を取りまごめる同連合会・興支部の和田隆一さん(62)は話した。

調査には同連合会の興支部から54人が参加。基本的に1班3人体制で、17班に分かれて実施。土質を調べたりすることからいずれの班にも「地質調査技士」などの資格を持つ専門家が加わり、崖を下るなどしながら、傾斜角や植生などを調べていくと

いう。

この日の調査でも20、30分程度をかけて、調査員3人が崖地の頂上あたりから大人の背丈ほどの高さをかき分けながら下り、特徴を調べていった。

和田さんによると、調査は崖地への立ち入りが基本だ。事前に対象地域には回覧で伝えていくが、崖地が私有地の奥まったところにある場合、敷地への立ち入り許可を得て調査を進めていく。しかし、立ち入りを断られたり、家主が不在で承諾を得られず調査を中止する例も出てきた。

3月末までに調査を終えた千カ所のうち、中止は約50件。同市建築局建築防災課は「断られた場合に無理に行けない」と説明する一方、「一部だけ(調査

が)置き去りになるのはまずい。慎重に検討していきたい」と話し、対応を模索している。

崖の危険度をどのように評価するかについても未定で、梅雨時期前までには決める予定だ。

■所有者頼み

一方、横須賀市は4月初旬から調査に乗り出す。主に民有崖地が対象で、県による工事や市の助成制度を知ってもらう機会にもしたい考えで、「崖地対策の機運を高めた」と期待する。

調査は昨夏、広島や県内など全国的に土砂災害が相次いだ事象を受けた対応だ。市職員4人体制で、各項目を調査。点数化した上で、A(対策が必要)・D(対策不要)の危険度を判定する。24年度までの10年間で調査し、その後も同じ場所を10年周期で調べる方針だ。年間ベースを約500カ所程度と見込んで

ている。

この調査期間に対して市議会でも「長い」といった苦言も出ている。だが、他の業務も担う市職員だけでは1カ月間に調べられる崖地も限られてくる。市領地保全課は「できれば早くやりたいと思うのは当然。しかし、予算やマンパワーの問題もある」と話す。

懸念はまだある。横須賀市の場合、A判定の崖地については市で所有者を探すことになる。登記所で住所を調べ手紙を送るが、届かず返送されることも考えられる。同課は過去の事例を念頭に「土地の名義人が更新されていない場合がある。登記簿を基に関係自治体に問い合わせても、引っ越して

いるといった理由から所有者が見つからないケースも出てくる。また、崖地を急傾斜地法に基づき「急傾斜地崩壊危険区域」に指定する際もハドルが待ち受ける。区域指定には土地所有者らによる要望が必要だが、まとまらないことが想定されるからだ。

なぜなら指定されて一定基準を満たすと公費による工事が行われる一方で、開発行為が制限されてしまう。また、基準を満たさない崖地は条件付きで市の補助は受けられるが、多額の自費出費が求められる。そうした理由から所有者は防災対策をためらってしまうのだ。



横浜市の委託を受けて、崖の傾斜角などを測定する調査員
—港南台中央公園

壁に崖地対策に

立ち入り拒否で調査中止も

行政が危険な民有崖地の実態を把握しても「結局は所有者らにやりたいという意思表示してもらえない」と崖地対策は進まない(市領地保全課)。現実にも、もどかしさをにじませている。